

第5章 金沢区心部におけるまちづくりの実現に向けて

前述のまちづくりの展開イメージを踏まえ、担い手が相互に連携しながら、段階的・連鎖的に各種の取組を展開します。例えば、以下のような取組が考えられます。

< 当面 >

・地域の人材の発掘・マッチング【区民、行政】

* ワークショップ・ヒアリング、イベント等の機会を生かし、担い手の発掘・交流を促進

・公共空間等の地域資源を活用したイベント・地域活動の試行【区民、行政(支援)】

* 公園や高架下の広場空間等を活用したスポット的・時限的なイベントの実施

・公園等の活用の手引きの作成【行政】

* 上記の試行的な取組と連携し、公園等の公共施設活用の手引きの作成

・地域の魅力の情報発信【区民、事業者・地権者、行政】

* 区民・事業者等と連携し、様々な媒体を活用した情報の発信（SNS、ウェブサイト、地域情報誌、広報等）

< 短期～中期 >

・公共的空間を活用したイベント等の継続的な開催、複数箇所への展開

【区民、事業者・地権者、行政(支援)】

・UR 住棟跡地や空家等における新たな機能導入【事業者・地権者、区民、行政(支援)】

* 世代別の居場所や多世代交流が可能な居場所など地域で求められる空間の創出

* テレワークが可能となるワークスペースの導入

* 暮らしを豊かにするカフェ・飲食店や個性的な個店などの導入

* 自由に体を動かせる運動できる広場の整備

・区心部と周辺地域を結ぶ道路の整備【行政】

* 都市計画道路 泥亀釜利谷線の整備

< 中期～長期 >

・土地利用の更新にあわせた新たな都市機能の誘導、魅力的な市街地空間の形成

【行政、事業者・地権者、区民】

* 世代ごとのニーズに合わせた都市型住宅の供給、及びこれを契機とした住替えの推進

* 文化的な発信で地域を活性化させる文化施設の誘導

* 多様な人材を結びつけ、交流・活動するきっかけとなる交流スペースの創出

・土地利用の動きを見据え、新たな都市機能の誘導、魅力的な市街地空間の形成のための都市計画制度等の導入【行政】

・災害危険性の高い密集住宅市街地の改善【地権者、行政】